

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F  
TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789  
Email info@yodogawaroukyou.gr.jp  
URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp



当協会の  
Facebook を開設  
しました！  
最新の人事労務  
ニュースを配信  
しております。



## Monthly Hot News

### アルコール検知器の使用義務化が2023年12月1日施行される予定です

安全運転管理者の業務として、2022年10月1日からアルコール検知器を用いたアルコールチェックの義務化が予定されていましたが、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」により半導体不足に伴う検知器不足を理由に延期されており、現在は目視等による確認に留まっています。

この度、十分な量の検知器が市場に流通する見通しとなり、**2023年12月からアルコール検知器によるアルコールチェックを義務化する「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」が公表され、パブリックコメントの募集が行われています。**

(ご参考)

一定台数以上の自動車(※)を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。なお、運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は安全運転管理者の選任義務の対象外です。

(※)乗車定員が11人以上の自動車：1台以上、又は、その他の自動車：5台以上

2022年4月1日施行の改正道路交通法施行規則により、安全運転管理者の業務として次の業務が新たに定められました。

(1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(2022年4月1日施行)

- ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- イ アの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること。

(2) アルコール検知器の使用等(2022年10月1日施行の予定が延期)

- ア (1)アの確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと。
- イ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

### 健康保険被扶養者の国内居住要件等が一部改正されました

【改正内容(国内居住要件に関するQ&Aより抜粋)】

Q2-2 外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者であって、本来の在留活動を妨げない範囲の付随的な就労を行う場合又は就労しない場合の収入確認について、渡航先での滞在期間が短い等の理由で収入を確認する公的証明等が発行できない場合の取扱如何。

渡航先での滞在期間が短い等の理由で公的証明等が発行できない場合は、ビザにおいて、就労の可否、可能な就労の程度を確認し、今後1年間の収入を見込むこと。ビザだけでは判断できない場合は、被保険者の勤務先において扶養手当の支給状況及び支給基準等を提出させ確認を行うこと。なお、出国前の日本国内での収入で判断する場合は、海外に渡航していることによる状況の変化について考慮すること。

(例)

- 学生ビザで就労可能な時間に制限がある場合等、当該制限の下で就労することにより被扶養者の認定基準未満の収入となるが見込まれる場合は、就労による収入は収入要件を満たすとして取り扱って差し支えない。
- 就労ができない種類のビザの発給を受けている場合、就労による収入はないとして取り扱って差し支えない。
- 渡航する前に国内に居住していた認定対象者について認定時における最新の国内の所得証明書を取得することができる場合、当該証明書にて被扶養者の認定基準額未満の収入であることが確認できる場合は、渡航後も認定基準額未満の収入として取り扱って差し支えない。

Q2-3 被保険者が外国に赴任している間に身分関係が生じた者の収入を確認する書類の例如何。

被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者については、収入額に関する公的機関の証明や、収入がある場合には勤務先から発行された収入証明書等で確認すること。

Q13 「観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外渡航する者」にワーキングホリデー制度の利用者は含まれるのか。

通常の就労ビザと異なり、ワーキングホリデー制度は主として休暇を過ごす意図を有するものと位置付けられており、ワーキングホリデーでの渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うための付随的な就労が認められるものの、就労を目的とした渡航とは言えないため、国内居住要件の例外として認める。

また、就業訓練の目的で一時的に海外渡航する者については、例えばビザの内容から留学と同様であると判断できる場合など、就労を目的とした渡航とは言えない場合には、国内居住要件の例外として認める。

Q15 独立行政法人国際協力機構(JICA)の海外協力隊など海外でボランティア活動をする場合、当該団体等から現地生活費が支給されることがあるが、この場合も国内居住要件の例外に該当するか。

ボランティア活動で一時的に海外に渡航する者として国内居住要件の例外に該当する。

ただし、当該現地生活費が年間収入として被扶養者の認定基準額以上である場合等は、健康保険法第3条第7項に規定する「主としてその被保険者により生計を維持するもの」に該当しないため、被扶養者と認定されないことに留意されたい。

## 2023年6月から健康保険資格取得届への個人番号等の記載義務が法令上明確化されました

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が2023年6月1日から施行され、健保則第24条に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、これまで様式において定めていた個人番号等の記載事項を規定中に列挙することで明確化するとともに、適用事業所の事業主が届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとされました。

また、改正マイナンバー法が2023年6月2日に可決成立し、2024年秋頃を目途に、マイナンバーカードと健康保険証が一体化される予定です。

■ 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。

■ 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

## 社会保険における「賞与にかかる諸規定を新設した場合の取扱い」が明確化されました

厚生労働省の事務連絡が改正され、賞与にかかる諸規定を新設した場合の取扱いが明確に示されました。なお、こちらの改正は、平成30年に示された事務連絡の内容を明確化するためのものであり、従来の取扱いを変更するものではありません。

【改正内容】健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについての一部改正

賞与に係る諸規定を新設した場合、年間を通じ4回以上の支給が客観的に定められている場合であっても、次期標準報酬月額の時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含む。）による標準報酬月額が適用されるまでの間は、賞与に係る報酬額を算定することが困難であることから、「賞与に係る報酬」に該当せず、「賞与」として取扱い賞与支払届の提出が必要となります。

なお、次期標準報酬月額の時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含む。）による標準報酬月額が適用される際には、諸規定や支給実績を元に「賞与に係る報酬」又は「賞与」を判断し、「賞与に係る報酬額」については、支給実績から、諸規定による諸手当等の支給回数等の支給条件であったとすれば7月1日前1年間に受けたであろう賞与の額を算定し、その額を12で除して得た額となる。

## 労務協会 夏季休業のご案内

勝手ではございますが、8月11日(金)～8月15日(火)まで当協会は業務をお休みさせていただきます。8月16日(水)より通常どおりの業務となりますので、よろしくお願いいたします。